

公益財団法人日本バスケットボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「JBS2021」という中長期基本計画を、2021年9月9日の当協会理事会にて決議し、当協会ホームページに公表している。 http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBS2021.pdf	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	JBS2021内の「成長方針5 組織力強化」において、人材育成について計画を記載している。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	毎年度、事業計画書・収支予算書を策定し、当協会ホームページに公表している。 http://www.japanbasketball.jp/jba/data/plan/ http://www.japanbasketball.jp/jba/data/bp/ また中長期財政計画を含む「JBS2021」を2021年9月9日の当協会理事会にて決議し、当協会ホームページにて公表した。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	役員候補者の選考に関する規程第9条（4）にて外部有識者が理事総数の4分の1以上含まれることを規定している。 また長期的観点（10年程度）で、女性理事の割合を40%以上とするようまずはPBAにて女性役員登用にに向けたアクションプランを策定する。現時点で理事総数における女性の比率は28%である（理事14名に対し、女性4名）。	
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	従前は外部有識者評議員もいたが、国際バスケットボール連盟（FIBA）の制裁後は、評議員会の実効性確保およびガバナンス再構築の観点から、バスケットボール競技者の主体となる連盟や都道府県協会の人材を中心として選任した経緯があり、現状外部有識者評議員は設置していないが、2023年9月までに、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、目標の達成に向けて、加盟団体の意見も募りながら、検討を行う。 また長期的観点（10年程度）で、女性理事の割合を40%以上とするようまずはPBAにて女性役員登用にに向けたアクションプランを策定する。 現時点で評議員総数における女性の比率は4%である（評議員75名に対し、女性3名）。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2022年10月17日に第1回アスリート委員会を開催した。併せて必要な規程の整備も進めている。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	役員候補者の選考に関する規程第9条(2)①②にて理事候補者は5名以上17名以内、監事候補者は2名と規定している。また基本規程第21条④(1)(2)にて理事は6名以上18名以内、監事は2名と規定している。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員候補者の選考に関する規程第8(1)①および基本規程第26条にて、就任時の年齢を70歳未満と規定している。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員候補者の選考に関する規程第4条にて、会長としての再任は通算4期まで(期の途中で就任した場合はその期を含めない)と規定。 また第4条および第8条にて、役員としての再任は、原則として通算5期まで(期の途中で就任した場合はその期を含めない)、ただし、次のア・イいずれかに該当する場合に限り、第4条(2)③にて通算7期まで再任可能であることを規定。 ア 国際バスケットボール連盟の役職者である場合 イ 当該候補者の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該候補者が新たにまたは継続して会長を務めることが不可欠である特別な事情があると評価される場合	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	理事会の諮問委員会である役員候補者選考委員会を設置して選考。会長候補者の選考は「会長候補者選考委員会」を設置、役員候補者の選考は会長候補者選考委員会に会長候補者を加えた「役員候補者選考委員会」を設置。会長候補者選考委員会のメンバーは「役員候補者の選考に関する規程」に定める通り、評議員代表(都道府県協会代表3名、トップリーグ代表2名)、外部有識者、監事(外部有識者)、法務委員長(顧問弁護士)等の構成。	
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	基本規程(第2条)で登録者および役職員等の遵守義務を、倫理規程(第3条)で登録者および役職員等の遵守義務を、就業規則(第53条)で職員の遵守義務を規定している。また役員の就任承諾書では役員の遵守義務を規定している。 尚、職員は全員がバスケットボール・コーポレーション株式会社(以下「B.CORP」という)からの出向者につき、B.CORPの規程を適用している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	定款、基本規程、理事会規程、役員候補者の選考に関する規程、倫理規程、裁定規程、規律規程、反社会的勢力との関係遮断に 関する規程、経理規程、就業規則を整備している。	
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	稟議決裁規程、個人情報保護規程、内部通報規程、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を整備している。	
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程、給与規程、退職金規程を整備している。	
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	財産運用管理規程、特定資産等取扱規程を整備している。	
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	以下の通り基本規程にて規定している。 登録料の取り扱い：第61条から第70条 有料競技会における当協会への納付金：第137条 選手の登録料：第100条から第110条 放映権・商品化権：第150条から151条 表彰：基本規程第115条から第161条	
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	①技術委員会関連規程を整備し、代表選手選考過程を定めている。 また必要に応じて、対外的な発表と併せて情報を開示し、選手の権利保護として以下の通り基本規程にて規定している。 選手登録：第100条から第110条 移籍：第111条から第123条 肖像権等：第96条 代表チームの肖像権：第149条 ②選考過程を透明化するため、技術委員会の委員長・委員は、基本規程第49条②・技術委員会規程第4条により理事会の議決を 得て委嘱されている。代表選手の選考は技術委員会関連規程第24条①にて、ヘッドコーチに一任されているが、同条②にて代表 選考結果を理事会・技術委員会へ報告すると規定している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	審判員および審判インストラクターに関する規程を整備し、公平性を担保するため、規程・内規として明文化していないものの、審判員の割当については、利害関係が無いよう調査を行っている。 審判員の割当については、2021年10月19日開催の当協会審判委員会にて、審判員の出身校や利益供与関係にあるチーム等への割当を行わないよう、割当基準を決議し運用している。	
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問 合わせをできる体制を確認するこ と	法務委員会、裁定委員会、規律委員会の委員長および委員を弁護士に委嘱しており、労働法、リスク管理、国際法等、様々な分野の法務専門家の助言がいつでも受けられる体制を整備している（各委員会が、顧問弁護士の役割を担っている）。 財務・会計・経理分野においても、複数の税理士・会計士と顧問契約を締結し、いつでも助言を受けられる体制を整備している。 また各種事業を行う際の機関決定（稟議書決裁含む）において、リーガルチェックを受ける仕組みとしており、顧問弁護士からも法的な側面での助言を受けている。	
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	現状、裁定・規律・法務・インテグリティの各委員会で、それぞれコンプライアンス関連の議題を取り扱っており、統合的な会議体は設置していない。 コンプライアンス委員会の位置付け、機能・役割について、現状の当協会組織との整合を加味したうえで、継続的に議論を行っている。	
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	各種委員会は弁護士によって構成されている。	
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	2024年においては、6月に全役職員を対象とし、情報セキュリティ・レピュテーション管理を中心としたコンプライアンス研修をハイブリッド（オンラインとリアルの併用）で実施した。	
23	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	強化指定選手へ個別研修を行っている。尚、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、チーム全体への研修は行っていない状況である。	
24	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	全国大会および国際大会等をジャッジメントする資格を有している審判に対し 当協会の行動規範に基づき年1回研修を実施している。 2024年においては、9月1日にトップリーグ担当審判研修会でスポーツくじに関する違反行為について研修を行った。また9月12日に行動規範に関する研修を行った。	
25	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(1) 法律、税務、会計等の専門 家のサポートを日常的に受けるこ とができる体制を構築すること	法務委員会（毎月）・裁定・規律（都度）開催し、規程新設・改訂等について、弁護士より助言を受ける機会を設けている。また法務・税務・会計等に関して、適宜助言を得ることができる体制を整備している。	
26	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る	(2) 財務・経理の処理を適切に 行い、公正な会計原則を遵守する こと	経理規程を整備し監事は、公認会計士・税理士・弁護士を選任している。 また決算時の計算書類を含めて、監査法人による業務監査を受けて、公益法人として、内閣府公益認定等委員会事務局宛てに毎年の決算報告実施。内閣府の定期的な実調も受けている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	助成金・補助金のガイドラインに定める要項に従い申請を行い、倫理規程3条により、補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反時は懲戒処分対象と規定。助成等申請は必ず事前に事務総長（執行トップ）の承認を得る、受領時は事務総長に報告する、と職員に定めた手続きを厳守している。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告書、役員名簿他）は事務所に常備し、要請に応じて閲覧可能な状態としている。また事業報告書、決算報告書、事業計画書、収支予算書、役員名簿、組織図、定款、各種規程等を当協会ホームページに掲載しており、誰でも閲覧出来る状態としている。 さらに内閣府公益認定等委員会宛てに、公益認定に必要な各種書類を提出しており、一般からの公開請求があった場合に当委員会から開示される状態としている。	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選手選考を実施し、決定後に速やかに当協会ホームページで掲載するとともに、報道関係者宛てに開示必要に応じて、ヘッドコーチや技術委員長による選考コメントを開示し、記者会見や取材も適宜実施している。 また技術委員会規程については、選手選考の部分を抜粋し当協会ホームページへ公開している。 http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/nationalteam_regulation.pdf	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況を2023年10月24日に当協会ホームページ（ http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA-self-introduction2023-02.pdf ）で公表している。 令和6年度については、本年10月に開催される当協会理事会にて、公表内容を決議し、同10月末までに当協会ホームページに公表する予定である。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役員の利益相反取引は、基本規程第29条、理事会規程第16条により、理事会決議としている。また職員の利益相反取引は、就業規則第53条第11項により許可なく行うことを禁止している。 また、利益相反を総括的に管理する「利益相反取引規程」の制定を2021年8月の当協会理事会において決議し、当協会ホームページにて公表した。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反管理規程に包含している。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	①当協会役職員に対し内部通報制度を整備しており、内部通報規程にて周知している。国内全ての登録者（競技者・審判・指導者）向けの通報窓口は2021年9月10日に開設し、当協会ホームページにて、通報窓口設置について公表した（ http://www.japanbasketball.jp/reportform/ ）。 ②内部通報規程第26条、就業規則第53条により、通報窓口業務にかかる職員に対しては守秘義務を課しており、違反者に対しては就業規則に基づき懲罰が課される。また外部相談窓口である弁護士は、弁護士法により守秘義務が課されている。 ③内部通報規程第25条第3項第4項にて通報者の保護を規定し、社内掲示板にて内部通報制度について周知している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	外部通報窓口を弁護士に委託している。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	①登録者（競技者、チーム、指導者、審判）及び当協会役職員、加盟団体役職員に対し、基本規程、倫理規程、裁定規程、規律規程にて遵守事項と違反時の懲罰基準や手続を定めており、例示した規程を、当協会HPにて公表している。 【審査基準（3）について】 ②規律規程第22条、裁定規程第13条により、処分対象者への聴聞および弁明の機会を設けている。また規律規程第27条および第29条、裁定規程第18条および第20条で懲罰内容の告知および、不服申し立ての手続き等について規定している。	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	裁定委員会および規律委員会は、弁護士によって構成されている。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	①スポーツ仲裁裁判所及び日本スポーツ仲裁機構の定めを遵守することを基本規程第2条第1項で定め、自動応諾条項の採択団体となっている（同仲裁機構のホームページにも掲載）。 ②スポーツ仲裁裁判所および日本スポーツ仲裁機構への不服申立の提起を裁定規程第20条、規律規程第29条に規定しており、特に期間の制限は規定していない。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	基本規程、裁定規程、規律規程にてスポーツ仲裁の利用が可能であることを定め、かつ当協会HPにて一般に公開している。 また、規律委員会・裁定委員会の審議結果を対象者へ通知する書面に、規律委員会規程・裁定委員会規程が定める、不服申し立てを利用できる旨を記載している。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	一元化したマニュアルは定めていないが、有事の際は、事務総長の指示による対応体制を構築しており、倫理規程・規律規程・裁定規程・就業規則等の各種規程に基づき対応している。 尚、不祥事のみならず、様々な脅威やリスク（自然災害・情報漏洩等含む）が顕在化した場合の意思決定にかかる対応体制や、リスクマネジメント・クライシスマネジメントに関するマニュアルを2024年5月までに制定する予定である。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事発生時には、裁定委員会・規律委員会にて事実調査、原因究明、懲罰審議を行い、理事会に発議する体制を整備している。また必要に応じて、法務委員会（弁護士で構成）も加わる。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	裁定委員会、法務委員会は弁護士で構成されている。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	基本規程（第3節 都道府県バスケットボール協会）に、都道府県バスケットボール協会の役割、組織、届出義務などを定めている。 上記規程に基づき、毎年度予算・決算等の提出を受け、運営状況の確認を行っている。	基本規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	2024年1月の「全国専務理事連絡会」の開催にあわせ、「コンプライアンス推進に関する研修会」を実施した。 47都道府県バスケットボール協会の専務理事、コンプラ担当者が参加した。	2023年度第2回全国専務理事連絡会資料